

矢巾町国際交流協会会則

(名称)

第1条 この会は、矢巾町国際交流協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、矢巾町教育委員会事務局文化スポーツ課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、矢巾町民の人材育成のため国際交流活動を推進し、国際相互理解を深めるとともに、国際化社会に対応した個性豊かな町の魅力創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流事業の企画立案及び推進
- (2) 国際交流ボランティアの育成
- (3) 国際交流に関する学習及び研修
- (4) 国際交流に関する情報の収集及び啓蒙
- (5) 在住の外国人との交流
- (6) その他協会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する個人及び団体並びに賛助会員をもって組織する。

2 賛助会員は、本会の目的に賛同する団体、企業等及び個人とする。

3 特別会員は、本会の目的に賛同し、総会において推挙された団体とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、総会において選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に、顧問を置くことができる。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、部会の事務並びに会務の執行に必要な事項を審議する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

第10条 本会の部会構成は、次の各号とし担当理事はその運営にあたる。

- (1) 組織・財政部会
 - ア 本会の組織強化拡大に関すること。
 - イ 本会の財政の強化に関すること。
- (2) 事業運営部会
 - ア 学習、研修に重点を置いた身近な交流と矢巾町の魅力創造に関すること。
 - イ 在住の外国人との交流に関すること。
 - ウ その他本町の国際化事業に関すること。
- (3) 友好都市交流部会

- ア 友好都市への派遣及び受入れに関すること。
- イ ホームステー支援に関すること。
- ウ その他国際交流ボランティアの育成に関する提供すること。

(4) 情報部会

- ア 組織強化のために会員及び町民に対し情報を提供すること。
- イ その他海外留学等についての情報提供に関すること。

(会議)

第 11 条 本会の会議は、総会、三役会議及び理事会とする。

第 12 条 総会は、毎年 1 回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認めたときは、臨時に招集する。

第 13 条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員の選任に関すること。
- (2) 毎年度の事業計画及び収支予算の決定に関すること。
- (3) 每年度の事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) 本会顧問並びに特別会員の推举に関すること。
- (6) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

第 14 条 理事会は、必要に応じ隨時会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会の付議すべき事案に関すること。
- (2) 事務局設置に必要な事項に関すること。
- (3) その他本会運営に必要と認めた事項に関すること。

第 15 条 三役会は、必要に応じ隨時会長が招集し、次の事項を協議する。

- (1) 第 10 条の職務運営に必要な事項に関すること。
- (2) その他部会運営に必要と認めた事項に関すること。

(経費)

第 16 条 本会の経費は、会費、補助金、賛助会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 前項の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員の会費は、毎年総会に於いて決定する。
- (2) 事業委託が出来る団体は、会費 10,000 円とする。
- (3) 賛助会員は、年 1 口、10,000 円以上とする。
- (4) 特別会員は、原則として会費を徴収しない。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(補則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成 9 年 5 月 25 日から施行する。

2 総会設立時の役員任期は、第 7 条の規定にかかわらず、本会会則が施行された翌々年の 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、平成 11 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 13 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。